

# 発電機・蓄電池等の購入費の助成（障害者日常生活用具）について

本市では令和2年4月から、災害による広域かつ長期の停電に備えるため、発電機や蓄電池等を障害者日常生活用具の対象品目に追加しています。

## 1 対象となる方

- ・在宅で人工呼吸器、電気式たん吸引器、在宅酸素（酸素濃縮器）のいずれかを使用している方（市民税所得割46万円（※）以上の方のいる世帯は支給対象外）

※政令市で課税される方は、実際の税額ではなく、税率6%を適用した金額

## 2 対象品目・基準額・耐用年数

品目		基準額	耐用年数
1	正弦波インバーター発電機	120,000円	5年
2	ポータブル電源（蓄電池）	60,000円	5年
3	DC/ACインバーター（カーインバーター）	30,000円	5年
4	足踏式・手動式たん吸引器	12,000円	5年

※1～3はいずれか一種類のみ支給可能（例 蓄電池と発電機を併せて支給は不可）

※4は、1～3のいずれかと併せて支給が可能です。（例 蓄電池＋足踏式たん吸引器）

※4は、既に電気式たん吸引器の支給を受けている方も対象です。

※1～3については、日本国内のほとんどのメーカーが、医療機器など生命維持に必要な装置に直接接続して使用することを禁止しています。これらの品目を直接接続して使用する場合、医療機器が故障するおそれがございますので、必ず、外付けの専用バッテリーに充電してから使用するなど、安全性を担保するための対策を講じた上で使用して下さい。

## 3 補助率

基準額の範囲内で9/10相当額

（市民税非課税世帯及び生活保護等受給世帯は基準額の10/10相当額）

※上記基準額を超える金額については購入者の自己負担となります。

※世帯の市民税課税の状況やサービスを利用する方の収入などにより、1ヶ月の負担する上限額が定められています。

## 4 申請に必要な書類

- ・日常生活用具費支給等申請書
- ・製品の見積書
- ・医師の意見書等（身体障害者手帳の交付を受けている方で、手帳の申請の際、添付した診断書の内容のみで確認できる方は省略できる場合があります。）

## 5 お問い合わせ・申請窓口（申請手続きは購入前に必要です）

各区保健福祉センター高齢障害支援課 障害支援班  
 (手続き等は従前の障害者日常生活用具と変更ありません)

住所区	担当課	住所	連絡先
中央区	中央保健福祉センター 高齢障害支援課 障害支援班	〒260-8511 中央区中央4丁目5番1号 Qiball(きぼーる)13階	TEL 221-2152 FAX 221-2602
花見川区	花見川保健福祉センター 高齢障害支援課 障害支援班	〒262-8510 花見川区瑞穂1丁目1番地	TEL 275-6462 FAX 275-6317
稲毛区	稲毛保健福祉センター 高齢障害支援課 障害支援班	〒263-8550 稲毛区穴川4丁目12番4号	TEL 284-6140 FAX 284-6193
若葉区	若葉保健福祉センター 高齢障害支援課 障害支援班	〒264-8550 若葉区貝塚2丁目19番1号	TEL 233-8154 FAX 233-8251
緑区	緑保健福祉センター 高齢障害支援課 障害支援班	〒266-8550 緑区鎌取町226番地1	TEL 292-8150 FAX 292-8276
美浜区	美浜保健福祉センター 高齢障害支援課 障害支援班	〒261-8581 美浜区真砂5丁目15番2号	TEL 270-3154 FAX 270-3281

**発電機をはじめとして、今回追加した品目については、必要なメンテナンスをしないと、いざというときに使用できない可能性もあります。また、住環境等によっては使用できない機器もありますので、十分検討したうえで購入ください。**

**なお、当該助成により購入した用品を直接、医療機器に接続して使用するなどの誤った方法で使用したことで医療機器に故障が発生した場合、市はその責を負うことは出来ませんので、あらかじめご了承ください。**